



998号  
2025年2月4日  
郵政産業労働者ユニオン  
呉支部発行



←中国地本HPへ  
PC・スマホ等から  
この情報が閲覧可！



メールはこちら→

# 物価超の賃上げを

## 物価の上昇

原油価格に対して、政府は補助金を出して抑えていたが、1月16日から減額された。

物流コストが増える為、今後の物価上昇を注視する必要がある。

キャベツが1玉千円を超えた事がニュースになっていたが、物価は全体的に高くなっている。

主食である米も米不足で高騰し、新米が登場して不足が解消したにも関わらず、値段は高いままである。

る。

日常生活に必要な生活費が確実に高くなっている。

## 給与と物価の相関関係

厚生労働省の毎月勤労統計調査では、2024年11月まで、35カ月連続で現金給与の総額は上がっている。

一方で、2024年5月まで、26カ月連続で実質賃金は低下している。

そして、6〜7月はプラスでその後は再びマイナスが3カ月続き、最新の11月は再びプラスとなっている。

これらの統計から、給与額は確かに増えているが、物価上昇に負けている現実が見える。

## 最低賃金

広島県の最低賃金は上図の様に推移している。

昨年度は5%を超えて上昇したが、今年度は更なる引上げが望まれる。

5%の値上げが繰り返された場合、8年後に1,500円を超える。

8年後ではなく、全国一律1,500円以上の最低賃金は早期の実現が必要だ。

しかし、給与と物価を考慮すれば、最低賃金上昇だけでは問題は解決しない。

給与上昇以上に物価が高くなれば、給与の目減りとなるからだ。

実質賃金の上昇が必要課題である。

## 取り残される一般職

転居を伴う異動や役職登用のない一般職社員は、アソシエイト社員より厳しい状況と言われている。

なぜなら、毎年4号棒の昇給では、引上げ額が僅か。春闘で1万円の引き上げもあつたが、どちらにせよ基本給は低い。

1万円の引き上げも率にすれば、5%程度だ。現実問題として、最低賃金の引き上げ率よりも低い定期昇給となっている。

それ以上に給与は増えてはいるが、夏期・冬期休暇の削減分が基本給に加算されているに過ぎない。

なお、定年まで働いても基礎昇給のみでは、新卒の基本給から5万1300円しか基本給の昇給幅がない。

S査定が付けば、年1回、基礎昇給とは別に2,200円アップするが、累積も3万9千円で頭打ちとなっている。

## 膨らむ内部留保

財務省の法人企業統計調査では、企業の内部留保は12年連続で過去最高を記録し、600兆円を超えている。

多くの企業が利益を蓄え、賃上げ等の社員還元や設備に十分な投資を行っていない事が分かる。

お金は循環する事で経済を支え、発展していくが、企業は利益還元や投資に消極的となっている。

一方的に肥大化する内部留保に課税するなど、対策が必要な段階に入っているのではなからうか。

## 営業目標の乖離

営業の販売目標と販売実績の乖離が目立つ。

精神論や割り当てで目標を決める管理者が多い為、絵に書いた餅となる。

誰も達成できない目標に意味はない。

むしろ、頑張ろうという気持ちやモチベーションを削ぐ行為である。

できない目標を立てれば責任者が責任を取るべきだが、責任は取らないから、郵政Gは管理者と呼ばれている様だ。

かんぽ問題時に明らかになったのは、責任を取るのには社員という事だ。

## ゆうパックで誤配罰金

業務委託でゆうパックの配達を行う業者に対して、罰金徴収を行っている事が、話題となっている。

確かに、誤配達すると、罰金を取られると聞いた事がある。

数十個配達して得られる利益が罰金で無くなり、仕事のモチベーションが下がる。との話だった。

社員に対する懲戒処分の代わりが委託業者における罰金制度の様だが、双方が納得できる契約でなければならぬ。

契約自由の原則から、罰金自体は違法とは言えない。

しかし、罰金などの面が明らかとなれば、委託業者が集まらなくなる可能性もあり、人員不足に陥る危険性が高まる。

## 今後の予定

● 2月4日(火) 17:00~  
第6回呉支部執行委員会  
支部事務所

次号は 2月18日 予定